4　ＤＭＥ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送波周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
伊丹上欄にＤＭＥ同じ	兵庫県川西市	Ｎ34°48′Ｅ135°24′	1055	1.5な	しＩＴＥ	24時間	平成26年7月24日	伊丹ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用	
三原上欄にＤＭＥ同じ	東京都大島町	Ｎ34°47′Ｅ139°22′	1122	1.5な	しＯＳＥ	24時間	平成14年10月31日	三原ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用	
5　（略）									

4　ＤＭＥ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送波周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
伊丹上欄にＤＭＥ同じ	兵庫県川西市	Ｎ34°48′Ｅ135°24′	1055	1.5な	しＩＴＥ	24時間	平成26年7月24日	伊丹ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用	
元町上欄にＤＭＥ同じ	東京都大島町	Ｎ34°47′Ｅ139°21′	1081	1.5な	しＭＭＥ	24時間	平成29年11月9日	元町ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用	
三原上欄にＤＭＥ同じ	東京都大島町	Ｎ34°47′Ｅ139°22′	1122	1.5な	しＯＳＥ	24時間	平成14年10月31日（平成29年11月9日から平成30年1月31日まで供用休止）	三原ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用	
5　（略）									

附　則

この告示は、平成三十年二月一日から施行する。ただし、第三項の表東京３４ＲＩＬＳの項の改正規定は同年三月一日から施行する。

○観光庁告示第一号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第二十八条第三号、第四号及び第六号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準を次のように定める。

平成三十年一月四日　　観光庁長官　田村明比古

通訳案内士法施行規則第二十八条第三号、第四号及び第六号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準

1　通訳案内研修の内容の基準

通訳案内士法施行規則（以下「規則」という。）第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の内容に関する基準は、次に掲げるものとする。

一　通訳案内研修は、別表上欄各号に掲げる事項について行うものであること。

二　別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間で行うものであること。

2　通訳案内研修の方法の基準

規則第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の方法に関する基準は、次に掲げるものとする。

一　あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。

二　通訳案内研修に関する料金について、通訳案内の研修に係る実費を勘案して算定したものであること。

三　特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。

四　不正な受講を防止するための措置を講じること。

3　登録研修教材の基準

規則第二十八条第四号の告示で定める登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

一　通訳案内業務を行う者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。

二　別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

三　その他適当と認められる内容のものであること。

4　修了試験の基準

規則第二十八条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一　修了試験は、全国通訳案内士に対して行うものであること。

二　別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。

三　修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。

四　修了証明書は別添様式によるものであること。